

第2回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年3月8日（水）午後1時30分から午後4時40分まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

碓山俊光，金井秀子，渋谷悦子，下岡範男，下津克広，竹中史朗，田中雅郎，松井徳之，森川恵子，門田幸太郎，脇田喜智夫，玉岡尚志，井土正明，那須彰
(事務担当者等)

上垣猛，原田一男，中村壽章，神野章，井上博雄，田中時雄，園田恭弘

4 議事

- (1) 広報用ビデオ「裁判員制度－もしもあなたが選ばれたら－」を視聴
- (2) 101号法廷（裁判員裁判用法廷）を見学
- (3) 意見交換「裁判員制度広報」（発言者：■委員長，○委員，□事務担当者等）

■ それでは意見交換に入らせていただきます。

きょうは，裁判員裁判というものを1つの姿としてドラマ仕立てで作ったビデオをご覧いただいたわけですが，いかがでございましたでしょうか。

- 作品としてよくできており，感動的なところもございまして，大変よいビデオだと思いました。裁判員制度が始まり，それに選ばれた者の悩みとかいろいろな問題につつまして細かく表現をされておられまして，見せていただく者にとりましては大変よい参考になりました。

裁判員制度を広く普及するためにも，ああいうビデオをぜひともお貸し出しいただきまして，諸団体で見せていただく機会があればよいと思います。

- 先ほどのビデオは法務省作成のビデオで，全国の検察庁において，ご希望があれば貸し出しができますので，検察庁の総務部の方にお申し込みいただ

ければ速やかに対応させていただきます。

○ 前回見たビデオよりはかなりリアリティがあって、感情表現もかなり盛り込まれていたと思うので、その点はよかったなと思いました。最後がああいうふうに簡単にハッピーエンド的に終わるかな、現実はもっと厳しいのではないかなというのは、私のリアルな判断としてはあるんですけども、望むべくはああいうふうな形になってもらえたらなと思いました。

■ 前はたしか、なかなか裁判員制度になじめないという不安を感じているという国民の皆様の声も結構あるんですけども、その中身をもう少し見てみる必要があるのではないかというご指摘もございましたですね。

○ 前回少し発言をさせていただいたので、責任を感じて自分自身でちょっと調査をしてみたんです。学生を相手に、裁判員制度に対してどれぐらい認知しているのかということについて調べてみたんですけども、裁判員制度が始まるということを知っているというのはかなり多くて、今まで裁判員制度について聞いたことがないというのは15%で、それ以外の85%の学生は何らかの形で聞いたことがあるということです。ただ、それについて広報活動が十分行われているかどうかというようなことを聞いてみましたところ、不十分、十分ではないという意見がかなり強くて、これは学生をサンプルにしていますので、そのサンプルのゆがみが当然あるんですけども、やはり広報がまだ不十分だというふうなことがあるなというような気がしました。

それから、心理的な負担が大きいのではないかなというふうに私は考えておったんですけども、裁判員になることが精神的に負担だということに対して、やはり負担感は大きいということがあるんですけども、それが押しつけられたものだというような認識は必ずしもそうではなくて、かなりニュートラルなとらえ方をしている。全体としてそういう方向に行くならば仕方がないというような感じの受け取り方をしているなど。そういう意味では、心理的負担感あるいは精神的負担感はあるんですけども、そういう方向に

向いているからニュートラルな立場で、あくまでも反対だという強い方向性は必ずしもないんだということで、少し救われるというか、そういう方向に動き出したら、やがてはそれに進むんだなというような印象を持ちました。

それから、さぼろうとする人は何とか言いわけをして逃げるのではないかなというようなことも聞いてみたんですけども、1点から5点までの配点で4点近く、つまりさぼる方に同意すると、そういう人がいるだろうというような、つまり公平な負担が必ずしも担保できないのではないかなというような懸念もあるというようなこともありました。

時間が長くなりますのでざっと言いますけれども、プロの裁判官と対等に議論するのは難しいというのが、1点から5点までの範囲の中では平均で4点近くの点数になっておりまして、専門的な知識が必要だということがバリアになっているというのが、私の調査ではこれはサンプルが150ぐらいですからまだ足りないんですけども、ざっとした傾向としては、量刑までは無理であるとか、そういうような判断もあるわけです。

それから、その裁判は自分の責任だ、裁判員になった場合の判決は自分の責任だというようなとらえ方もしているという傾向があって、そういう意味では動き出したらそれなりに進むのではないかなというのがあるんですけども、専門的知識が要ることに対する抵抗がやはり大きいのではないかなというような、私のざっとした調査で失礼なんですけれども、ちょっと感じたのでついでお話しさせていただきました。

- 一般的な、ニュートラルな考えの方が多いいというお話を聞いて私どももちょっと安心いたしました。それと、今、法律的な専門家との議論がどうこうというふうな話もありましたが、我々は今模擬裁判をやっておりまして、実際に一般の人たちが模擬裁判の中に裁判員として入っていただいて、裁判官と一緒に審理をして評議をして判決までするという機会を京都地裁では2回持ちました。

裁判員の皆様方の感想がどうだったのかということについては、いかがですか。

□ やはり発言はどうしても慎重になるという面はあると思いますけれども、前回やった模擬裁判では、皆さん結構自由に発言できたというふうにおっしゃってました。そういう意味では、要するに裁判官の対応の仕方というのものもあると思いますけれども、やはり基本的に意見を聞く、聞かせてもらいたいということをフランクに求めていきますと、かなりご発言いただけるというふうに思ってます。

○ 先ほどのビデオは、裁判員制度導入に当たっての課題を上手に整理できており、非常にわかりやすかったです。

先ほどの委員の発言で、精神的負担とか専門的知識というのがありましたけれども、私は、皆さんが一番負担になるのは、ドラマでも出てましたけど、仕事が忙しいので日にちを割けないというのがパターンのには一番多いのではないかなと想像します。そのために裁判所が事前に争点を整理するとか導入に当たっていろいろ工夫されてますけれど、とにかく日数を短期間にしないとなかなか導入は難しいのではないかなという危惧を持っております。

■ 日数を短期間にというのは、裁判員の方が実際に携わっていただく時間をできるだけ短くということでございますか。

○ ええ、日にちをね。時間は、素人だから説明しないとわからないし、先ほどのドラマでも、防御側とかかなり専門的な話も出てましたけど、説明すれば皆さんわかると思うんですけどね。それだけで多少時間がかかりますので。やっぱり何日もかけて審理するのは難しいんじゃないかなと、個人差はあると思いますけれども、そんな感想を持ちました。

■ 確たる統計資料が出ているわけではございませんが、かなりのパーセンテージの事件が5日以内には終わるというある程度の推測的な数字も出ております。しかも、連日的開廷ということで、連日あるいは連日に近い形での開

延をしていくということで、少しでも負担を軽くしていくということも法律でもきちんと決められておりますので、その趣旨に沿った運用をしなければいけないということは私どもも頭の中にたたき込んでいるわけでございます。

- 私も大変よくできたビデオだなと思いましたが、2つ、疑問というかご質問をさせていただきたいと思います。

候補者が大勢集まって、その後6人の候補者に絞られてというあたりのところで、候補者はああいう形で一旦行くわけですね。それで決まるのは6人ということで、そういう人たち、6人になった人たちはいろいろ理解が深まっていくとは思いますが、1日だけ呼び出されて面接だけしてという人たちは、きっと理解が深まらないこともあり得るかなということを思いました。

もう1つは、あのビデオはとっても感動的だったんですけど、裁判員制度は、裁判員になるということが、なった人のそれぞれの気づきとか人生観を変えるとか、そういうことを目的としているのではないのではないかという、その部分はもちろん出てくるとは思うんですけど、その部分で、あのドラマだと、何か、なってよかった、いろんな気づきがあつてみたいなのに流れている部分があつて、その部分がとても感動を誘ったんですけども、本来の裁判員制度の目的というところがもっと明確に出た方がよかった、本来はその部分をもっと理解しなければいけないのではないかというふうに思いました。その2点でございます。

- ビデオの中で中村雅俊さんが演じてられた裁判官なんですけれども、あんなふうに着こなすこといくのかなという気がしました。なかなか、裁判官の方がああいうどちらかというあまり理解ができていない一般の人をリードしていくというのは、非常に難しいことではないかなというのは感じました。これからあと2年ぐらいで、そういう裁判官の方の、教育と言うたらちょっと

と失礼になるんですけれども、やはり世間のところと裁判官の方の生活というのはちょっと隔たりのある部分がありますので、そういうところをなじませていくとといいますか、そんなところが結構大変ではないかなというふうには思いました。

それと、私も1点質問があるんですが、呼び出されるのにどれぐらいの猶予があるかということなんです。スケジュールが合えば、合えばといいますか前広にその日程がわかっておればそこに会議等の重要なことが入らないようにいろいろなスケジュール調整ができるんですけれども、今のビデオだったら何か突然みたいなことで、その辺がちょっと心配だったんですが、それはどのぐらい前広に連絡いただけるのでしょうか。

- 今の点は後ほど進行の中でお話をさせていただくことになると思います。もし落としていたら、後でご指摘ください。

○ あのビデオを拝見いたしまして、何も知らない人たちの戸惑いとか、そういったものが表現されておりましたけれども、あのような率直な、素朴な意見を最後には集約されて、そして最後に裁判官がこういう判決をされるという、妥当な判断といいますか、皆さんが納得されるような判決を下されるというふうな筋書きになっておりました。あのようなことであれば、みんなが参加したということで非常に満足されたんじゃないかと、そういう思いでストーリーがつくられているんだと思いますが、最初の戸惑いから最後の3日間ほどのことで皆さん方が裁判というのはどういうことかというのを理解されたんじゃないかと思います。

非常にいい作品だったと思いますが、さっき、別の委員がおっしゃいましたように、私も、あれは何人か集められて面接をなさるのかな、それならいろいろ都合の悪い人なんかの事情も聞いていただけるんだらうな、もう指名したら必ずそれで決まるというのではないんだなというふうにかがえたものですから、とてもよかったなと思いました。

それから、先ほど101号法廷を見学しましたが、法卓が円形になって、目線も低くなり、しかも、法廷の大きさもそんなに大きくなくて非常にいい雰囲気法廷になっているなということを感じました。実は私、以前に精神鑑定の方のことで呼ばれて、あそこで宣誓して、あそこへ立ちましたときは、非常に高い目線で、両方の弁護士さんからいろいろ質問されて非常に不安な緊張を覚えたことがございますが、あそこを拝見しまして、非常にいい雰囲気で、あれならいいなと思います。

- 裁判所とか裁判官というのは、どうしても国民には非常にかたく受けとめられておりますが、今のビデオを拝見しまして、裁判官の目線が国民に置かれているのが非常に良かったと思います。きょうのこういうドラマを使って、もう少し国を挙げて、裁判員制度をアピールするべきだと思うんですが、これを1つ感じました。

もう1つは、新聞で法卓が円形に変わったというニュースを見まして、きょう楽しみにしていたんです。今、見ましたら、お話のように非常に目線がちゃんとできておりますし、合議室も非常に小じんまりしていて、あれぐらいでちょうどいいなと思いました。あれが絨毯で立派になっていたら入りにくいわけですが、何かイメージがだんだんと市民のところへ近づいているような気がしますから非常によかったと思いました。

- 私、すごくいいビデオでわかりやすかったなというのが感想なんです。

私は消費生活科学センターというところでいろいろな消費者の方々に消費者啓発といいますか、消費者トラブルに遭わないようにとか、いろいろな啓発をさせていただいているんですけども、なかなか必要な方のところに必要な情報が届かないということを毎日の仕事の中で感じております。

きょうも、新聞とか雑誌とかこういう広報をしましたということいろいろ見せていただいたんですが、やはり紙の資料の限界といいますか、来ていただく、足を運んでいただくことの限界とか、いろいろなことを感じている

んですけれども、その中で、アンケートの結果でも、質問項目の中で、国民の認識について裁判員制度に対してどのように考えるべきかとか、どのような事柄を伝えていくべきかということで質問項目があるんですけれども、架空請求の被害のはがきでもそうなんですけれども、ほとんどの方が人ごとなんです。ですから、聞いたことはある、知っている、とは思いますが、具体的にどんな仕事の内容でどんな意義があって、自分に降りかかったらどうなのかみたいなどころまではなかなか考えが及んでいないというような状況ではないかなというふうに思います。

それで、きょうあのビデオを見せていただいて、どういう状況、裁判員制度で裁判員として通知が来たときどういうふうなことになるのかというのはとてもよくわかったので、やはり視覚に訴えていくといういいビデオじゃないかなと思いました。

それと、私も組織の中で仕事をしておりますので、先ほどからもお話が出てましたけれども、国民の義務であるのでそれに参加をしなければならないというか、したいと思っても、やはり仕事のことというのがまず一番に、その段取りをどうつけようかみたいな話になるんじゃないかと思います。そうなったときに、会社の理解というか組織の理解というのがとても必要になってくるんじゃないかと思いました。

例えば、今のビデオを会社ぐるみで取り組んでいただいて、見せていただいて、国民の義務なので、裁判員制度というのを、裁判員として通知が来たときは、ボランティア休暇とかでもそうですけれども、積極的にそれに対応していこうみたいな雰囲気づくりというようなことが必要なんではないかなというふうに感じました。

- 6人が選ばれました後は、素人が人を裁いて量刑を決めるということについて非常な不安があったんだろうなと思います。ところが、裁判長の目線を下げた誘導とヒントによって裁判員がおのずから自分の思いを意見として述

べていけたというふうなことからしますと、やはりハッピーエンドでこの物語は終わっていて、非常に説得力もあるなと思いました。

しかし、これを実際に被告と被害者側から見た場合に、どういうふう思ったんだろうなというふうなことが一つちょっと気にかかりました。というのは、やはり素人6人が裁判官とまじって量刑を決めるということで、今回のビデオは量刑的にも被告も納得できるものであつたらうからいいと思いますけれども、これがもう一つ腑に落ちないということになったら、被告から見て裁判員6人はどういうふうに見えたかなというふうなことがちょっと気になりました。

○ きょうのビデオを見させていただきまして、またこの裁判員制度というものを、広報というきょうのテーマにも出てきてますけれども、犯罪をなくすということが一番大事かなと思います。人を裁くということも大事ですが、基本的に犯罪をなくすということがやはり一番大事かなと思います。そういう中でここ近年、子供の虐待や青少年の犯罪等が、昔はこういう事例はなかったと思いますが、近年になってこういう事例が出てきたということはどこがどう変わってきたのかということを考えたら、皆、きょうのビデオでもありましたけど、嫌なことは避けたい、避けられるものなら避けていきたいという、それが逆に自己中心的な、個人的な考え方になって、そういう気持ちがまたいろいろな犯罪にもつながるおそれが出てくるのかなと思いました。

そういう中で今回のこの裁判員制度、国民皆がそれに参加できる、また参加しなければならぬということを、こういう制度を国民の方に知っていただくことによって、自分自身が自分だけのことではなしにみんなのことを思う、また責任感を持つということにつながる1つの方法になればいいかなと思います。今回気がついたことですが、裁判長さんが6人の裁判員に、こういう形で質問されたら個人個人の意見が当然このような形で出ると思い

ます。しかし、こういう気持ちが出て、最後にはやってよかったという感想を今回のビデオで言っていたということ、これでそういう方が一人でもふえたら、日本全体が犯罪をなくすために1つにつながるのではないかと思います。この裁判員制度を少しそういう形にもPRというか、何かそういう広報をしていただけたらいいかなと思います。

■ どうもありがとうございます。大変貴重な、感想にとどまらず奥深い問題提起等もたくさんしていただきました。本当にありがとうございます。

冒頭にもちょっと申し上げましたが、きょうのテーマである広報ということなんですが、国民の皆様方には新しい制度を周知、知っていただくという形での制度の概要を説明するというのがまず先決でございますが、この辺は、私どもはかなり力を入れてやっております。しかし、先ほどの委員のお話でもあったように、まだまだ足りないというふうなご意見もあるわけでして、これは今後継続してやる必要があるわけです。

もう一方で、実際に平成21年5月までに制度が動き出すわけでございますが、かといって、制度が完全にでき上がっているか、制度設計ができ上がっているかということになると、まだそうじゃないんです。今のご意見にも出ていましたように、選任手続がどうなるのかとか、何人ぐらいが呼ばれてどういう形で選任されてとか、その辺の細かい制度設計など、あるいはどの裁判所でやるのかというようなあたり、支部の問題になりますが、その辺のところはまだ十分に制度設計できていないわけです。

今後は、国民の皆様方の率直なご意見を聞きながら、そのご意見を反映して、場合によったら制度設計に生かしていくという、そういう側面が必要でございまして、そういう意味での、逆にいうと広報でございますが、それもやっぱり必要になってくるということでございます。

前の方の点は、これからまだずっとこの委員会のテーマでもさらに深めて続けていきたいと思うのですが、きょうはとりあえず、先ほど委員からもご

指摘がありましたように、実際にこの社会で生活していらっしゃる皆さん方、本当にお忙しい方が大多数でございまして、あるいは家族の介護の問題を抱えているとか、本当にさまざまな方がいらっしゃる。そういう方が裁判所へ出て行って一定の期間拘束されるということは大変なご負担になるわけです。そういうところを率直に、一体どういう負担があるんだろうか、そういった負担があるところを制度の中にどういうふうに折り込んでいく余地があるのか、あるとしたらどういう工夫が必要なのか、そういう側面での広報活動を含めたいろいろなことを工夫をしていく必要があるというふうに思っています。

そういうことで、この委員の皆様方におかれましては、それぞれのいろいろな分野からその分野を代表しておいでいただいているということでございますので、それぞれの分野で、例えば、会社なら会社、個人企業なら個人企業の中で、実際に裁判員として裁判所に人を送っていただくという場面に立ち至った場合に、裁判所に対してどういう注文をしたいか、どういうことを言いたいか、どういう制度設計をしてほしいか、この辺のところをちょっとお聞きしたいというふうに私どもは思っているわけです。そういったところで聞かせていただいた貴重なご意見を、今後の制度設計の中に生かせるものならば生かしていくということも我々はしないとイケないと、こんなふうに思っております。

そういうことで、先ほど委員の方でもご指摘になりましたけれども、大きな会社という組織、まあサラリーマンでございますよね、恐らくサラリーマンの方がかなりのパーセンテージで参加していくことになると思うわけで、そういった場合に裁判員として送り出すサラリーマンを抱えている会社としてどういうことをこれから考えなければいけないのか、あるいはどういうふうに注文をつけたいのかということ、もしございましたら、どうぞおっしゃっていただきたい。

○ 会社でも大企業の場合は、送り出せる余裕はあると思うんです。ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、突発といいますか急にということになりますと非常に難しい。数カ月、例えば2カ月前とか3カ月前に、このあたりでということ事前にノーティスがあって、そこでいろいろなやりくりをしておいてということであれば、十分対応できると思うんです。就業規則なども、多分問題なくできると思います。

■ 先ほどは、どのぐらいの猶予を持って呼び出しがあるんだろうかというご質問でございましたよね。

○ はい。私が候補になりましたということで、例えば3月とか4月の何週ぐらいを予定しておいてくださいというのが、例えば今いただいている、それでのこのこと候補に行きますと、当たりと、こういうぐあいになったときに、それだったらそのときは仮予約といいますか、仮押さえをしておいて、ほかの大事なことが入らないようにというやりくりはできると思うんですが、例えば1週間前に来なさいと、それで1週間後に行って、当たりと、こう言われると、非常に困ったことになります。

□ おっしゃるとおりなのですが、これは、もともとの制度設計のときに、そこは余り考えられてないというか逆の考えで、要するに事件が決まる、その事件に応じて裁判員候補者を選ぶと、選ばれたら即やって裁判に関与してもらおう、それはできるだけ短くしようという制度設計なんです。

基本的には公判前整理手続、先ほど議論がありましたけれども、それで、何が問題かという争点とか、争いがあるとか争いがないとか、争いがあるとしたらどういう争いがあるのか、それで証拠調べに何日間ぐらいかかるのか、というのを事前に裁判官、検察官、弁護人が公判前整理手続をするわけですね。場合によっては被告人も入ってするわけですね。それで期日を決めます。いつからいつまで、集中的に何日間という形で決めまして、それに依って裁判員を呼び出すというのが基本的な発想なんですね。

ですから、委員ご指摘のように、本来、その期日を決める前提として裁判員候補者といろいろ相談して、1週間置きにやろうとか、そういうような期日を指定するという基本発想にはなっていないんです。ただそれは、もしどうしてもそれが必要だというのなら、ある程度変えていくことなり考えていくことはあり得ると思うんですけれども、今までの頭に描いている制度設計はそうはなっていないところがあります。

- ある程度、一方的に期日なんかをばっと集中して決められます。ただ、その決めるに当たって個々の候補者の方のご希望を聞くという制度にはなっていないということです。ただ、1年ごとに候補者を選挙人名簿から選んで名簿をつくります。つくられた名簿に基づいて、その候補者として選ばれた方たちがその1年間候補者として名簿に載りましたという通知は差し上げますので、ある程度の心の準備といたしますか、そういうところ是可以するわけです。

例えばこの日に決まりましたので、しかもあなたが候補者として選ばれましたので出てきてくださいという通知は行きます。ただ、その通知は恐らく一定の、1カ月なら1カ月とかそのような猶予期間は当然持たれることにはなると思います。ただ、そのときに、どうしてもこれは絶対に自分がいないとこの仕事が成り立っていかないというような特別な事情がある場合には、これは辞退をしていただくことができるという制度になっております。

ただ、基本的に制度はそういうふうになっていますが、今後具体的な運用とか、あるいは細かい規則で、もうちょっと工夫の余地があるということであれば、その辺は動いていく可能性はあります。ですから、その辺のところ、その幅での問題としてご意見を、こういう場合があるからこういうときにはこういうような工夫をするように、もしできたら制度に盛り込んでくれという、こういうご希望をおっしゃっていただくのはこういう席では一向に構わないということで、非常に貴重なご意見として承りたいと思います。

- 例えば、候補者に選ばれましたというご連絡をいただきますよね。私の場

合だと、例えば年間のスケジュールの中で、株主総会の日であるとかその段取りであるとか、こういうところだけは避けていただけるならば避けてくださいみたいな、マイナスリストというんですかネガティブをそのときにお出ししておいて、それで、その範囲の中で日程が決まったときは外していただくとか、何かそういう仕組みであればありがたいと思います。

■ 年間の候補者リストに挙がった段階ですね。

- 絶対外せないようなものが大体わかってますので、その段階で結構ですね。
- まず、国と都道府県、市町村との関係で、例えば市町村あるいは町内会長、民生委員とか、そういうところまでずっとPRをしていただいて、選ばれてびっくりしたときに、身近な人にどうしたらいいかを聞ける、そういうふうな制度ができるのかどうかということをお聞きしたい。

2番目は、今お話もあつたんですが、厚生労働省は大企業のみならず中小企業も零細企業も皆、就業規則の中に埋め込めと、そういうことをお考えになっているかどうかですね。

3つ目は、まあ国民の80%は中小零細企業に就職しているわけです。大企業さんの場合は案外とどうもないんです。今お話にありましたが、主婦だとかも含めて、そういう零細の人たちはまずほとんど知らないわけでびっくりするわけですね。ですから今、もちろん商工会議所ですとか中小企業団体中央会ですとか、そういうところに対して国がどういうアタックをされるのか。今の就業規則の変更でもそうですが、こういうビデオであろうが説明会であろうが、何かきますと、我々ですといろいろな普及が考えられるんです。例えばビデオを配るとか私の方に10本ありますとかということですね。

先ほどのビデオの点で、私はしばらくはこういうビデオはハッピーエンド型のものでないと、余り難しいビデオをつくってやったら、難しいからやめておこうということになるので、今の段階ではああいうハッピーエンド型の方がいいような気がいたします。

○ 組織に属さない人口というのが今非常にふえていると思うんです。会社とかそういういろいろな形で、そういうところへの認識を深める活動というのは当然なさらなければいけないと思いますけど、就労してない人たちもすごく多いし、本当に、パートなどで実際にその日休んだら自分の首が飛んでしまうみたいな、そういう状態の人たちもいっぱい今いるわけなんです。ですから、そういう社会的弱者と言われている人たちへの働きかけというか、来てもらえるようにするかみたいなことがすごく難しく感じるんです。そのあたりのご検討もいただけたらと思います。

■ 今、裁判所でやっている広報活動は、検察庁も非常に力を入れてしていらっしゃる、弁護士会ももちろんしていらっしゃるわけで、その辺の資料はある程度事前にお渡ししてございますので、またそれもちよっと参考にさせていただきたいと思いますが、専ら組織に、学校とか商工会議所とかそういう関係を中心にして広報活動をしているという部分がかかなり大きいわけです。本当に、フリーの立場にいらっしゃる方とか、そういうようなところでどうやってこれから食い込んでいくかというところは、非常に貴重な、大切な視点だろうと思います。

○ 小さな業界でも機関誌を持っているわけですが、そういうものに掲載するというのも検討する余地があるのではないかと思います。

○ 積極的にマスコミを活用していただいたらいいかと思うんですが、新聞等で報道する場合は、例えば模擬裁判をやっていただくとかシンポジウムをやっていただくとか、何かないとちょっと報道しづらい部分があって、何かきっかけがあれば特集とかというのもできるんですけど、特に何も動きがないときに報道するというのは、きっかけが要りますから、なかなか難しい。何かヒントを与えていただいたら私たちも積極的に報道したいと思います。

ちょっと脱線しますが、新聞社の記者が裁判員に選ばれたらどうなるんだろうなというのをちょっと考えてみますと、守秘義務で中身は漏らしては

いけないけど、大きな重大裁判で結果がこうなるとなったら書きたくなるだろうな、物すごく悩ましいだろうなと思います。

- どのようにして負担を少なくして参加していただけるようにするかという観点から、組織とか個人を対象にしてどう考えていくべきかという点についてのご意見をお聞きしたわけですが、もう1つは地域の問題がございます。

北部の状況はどういう状況かということをちょっとお話いたしますと、北部には舞鶴支部がございます。ここでは刑事の合議事件を扱っているわけですが、どのくらいの件数を扱っているかといいますと、裁判員対象事件の件数を見ますと、平成15年は2件、平成16年は6件、平成17年は5件、これはいずれも既済事件についてですが、この程度の数字しか実はないんです。これに対して本庁はどのくらいの数があるかといいますと、平成15年は72件、平成16年は41件、平成17年は66件と、こんな数字になっているわけでありまして、舞鶴支部で扱う裁判員対象事件というのは非常に少のうございます。

もし、裁判員対象事件を舞鶴支部で扱うとなると、きょう見ていただいたような裁判員用の法廷に改修しないといけないということになりますので、これにはもちろん大変な費用もかかるわけですし、そもそも舞鶴支部でその場所をどういうふうにひねり出すかということも大変厄介な問題でございます。

普通の刑事裁判というのは裁判官3人でやるわけですが、現在、舞鶴支部の常駐の裁判官は1人なんです。右陪席の裁判官は福知山支部から、左陪席は本庁からそれぞれてん補に行って、それで何とか裁判官3人を都合して週1回で合議体を運営している、こういう状況になっています。

裁判員裁判になりますと裁判員の候補者の方々を裁判所へおいでいただくために、その準備が大変でございます。呼び出しの作業であるとか抽せんの作業、実際に候補者は裁判所まで来ていただかないといけない。さっきのお

話にも関連しますが、例えば1件の事件について候補者を何人ぐらい呼び出すかということになりますと、少な目に見積もって1件について50人は来ていただく必要がある。多少多目に見積もると80人ぐらいは裁判所に来ていただかなくてはいけないということになる。それだけの人数を、本庁だったら何とか場所をやりくりして、場合によったらこの部屋も使ってなんていうことにも恐らくなるんです。舞鶴でやると、それだけの人を収容する場所をどこからひねり出すかという問題も実はございます。やれと言われればやっぱりやるほかありませんが、そのためには予算の問題があるわけがございます。

もちろん裁判官と裁判員だけでやるわけではありませんので、そういった作業をする事務職の職員も増やしていかないといけないと、こんな問題になってまいります。

もう1つは、検察庁も恐らく裁判所と似たような状況なのかなと思うんですが、裁判員裁判の弁護をしていただく弁護士さんの方も大変でございまして、例えば、今、何人ぐらいいらっしゃいますかね。たしか6人ぐらいですかね、北部全体で。

○ 宮津も1人。

■ 宮津にも1人いらっしゃいますね。要するに数が非常に少のうございますので、恐らくこちらの方から出向いて行って、連日的開廷に対応してもらわざるを得ないという状況になるわけでございます。

○ そのとおりです。

■ 地域の住民の方々にとっては、舞鶴でやっていただいた方がはるかにアクセスは便利になるわけです。本庁までわざわざおいでいただくということになると、ちょっと調べてみたんですが、北部の、特に丹後半島の方の方々はかなり数の方が恐らく前泊をしてこちらに来ていただくということにもなるだろうと思います。特急を利用して来ていただける方もありますが、し

かしそれで来ていただいて、「はい、それで終わり」というわけにはいきません。ご負担をおかけすることになるなあという感じはあるんです。そんな実情を前提にして、恐らく北部の方の皆さん方というのはその辺についていろいろご意見もあろうかとも思うんですが。

- 件数が少ないのは田舎らしくて穏やかで大変結構なんですけれども、結局、国の行財政改革のさなかですし、なるべく費用のかからないように効率的に運用していただきたいというのは、裁判だけではなしにいろいろな面で陳情しているわけでありまして、今おっしゃるのはよくわかります。費用対効果というのを考えますと、できれば舞鶴でやっていただくのはいいんですけども、こちらへ出かけて行ってでもそれの方が費用が安く上がるのであれば、我々郡部の者も協力させてもらって運用に支障のないようにさせてもらいたいし、また、私たちも一翼を担ってこの制度を盛り上げていくという気持ちがあります。

私は零細企業の代表ですが、うちの社員がこの間、裁判所から呼び出しがあって何か委員会の委員になったので「行かせてもらいます」と言うものですから、「そうか、おまえも大したもんやな。とにかく勉強のために行ってこい」と言っ行って行かせたんですが、一人行かせますと会社の中はローテーションが大変でた。しかし、本人の人材育成という立場から言いますと、やはりいろんなところへ出しまして勉強をさせるのもよいことなので喜んで行かせたようなわけです。

先ほどから出ていますように、日程を早く決めてもらって、会社の中でうまく埋め合わせできるようにしてもらったら、私としては、協力させてもらうのには何もやぶさかではありません。地方での開催につきましては、そういうことですので、実施までによくご検討いただきまして、効果の上がるようにさえしていただきましたら、私としては異議はございません。

- どうもありがとうございます。まあ、いずれにしても、ただでさえ大変な

ご負担を国民の皆様方にはおかけするわけで、実際に裁判所へ出てきていただいた上でやっていただくお仕事の中身を考えると大変なご負担だと思うんです。それはもう、ある学者の先生によると「非常に酷薄な義務である」ということをおっしゃるぐらい大変な重い仕事だと思います。その上に大変な遠距離から、場合によっては何泊もしてというようなことにもなるわけでありまして、これはもう決して軽視できないなというふうにつくづく思うわけです。

- 20年半ばくらいになりましたら、高速道路も大分できていますから、1時間半かそれぐらいで京都まで来られるのではないですか。
- 自家用車と公共交通機関を利用した場合どのぐらい時間がかかるかということをおおしやるぐらい大変な重い仕事だと思います。その上に大変な遠距離から、場合によっては何泊もしてというようなことにもなるわけでありまして、これはもう決して軽視できないなというふうにつくづく思うわけです。
- 20年半ばくらいになりましたら、高速道路も大分できていますから、1時間半かそれぐらいで京都まで来られるのではないですか。
- 自家用車と公共交通機関を利用した場合どのぐらい時間がかかるかということをおおしやるぐらい大変な重い仕事だと思います。その上に大変な遠距離から、場合によっては何泊もしてというようなことにもなるわけでありまして、これはもう決して軽視できないなというふうにつくづく思うわけです。
- 久美浜ですとか網野といいますと随分とかがかります。
- ああ、そうですねえ。南部の方はいかがでしょうか。
- 京都の南部の一番端ではありませんが、ほとんど奈良県に近いところで、車でここまで1時間30分。電車で来た場合でも、乗り継ぎがありますし同じぐらいかなと思います。これぐらいの時間でしたら理解していただけると思いますし、最終的に選ばれなかった人に対してもこの裁判員制度というもの理解の講習なりを兼ねた形で選定を考えていただいたらむだな1日にはならないと思いますし、また今後、その人にもなっていていただくチャンスも訪れるということで、何かそういう形で国民全員の方にこういう認識を持っていただくというのがやはり一番大事かなと思います。
- そういうふうな理解ある姿勢をずっと持ち続けていただくということが非常に大事なことですよね。候補者として来ていただいて「さよなら」と言って敵に回してしまったらもうどうしようもない、それは一番してはいけないことだと思いますね。

- 裁判員になる人のことでちょっとお聞きするんですが、社会的常識のある人を選んでいただかないと、世の中にはやっぱりいろいろ変わった方がいらっしゃると思いますので、そういう方が裁判員になって変な意見を言われると本当に裁判を受ける人が困りますよね。社会的良識、社会的常識を期待して裁判員制度を導入されるんでしょうし、そういうきちっとした人を面接できちっと選んでいただきたいなと思うんです。
- ちょっと変わっているとか、それだけではなかなかやめてもらうということにはならないんです。ただ、専断的忌避、要するに理由のない忌避というのはできまして、それは、変だなとか偏っているなという人は、検察官あるいは弁護人がこの人はちょっと困りますと、理由は付けないでそういう人は外していくようにしようというシステムになっております。
- 無条件で「この人はだめだ」というふうに言う権利は、弁護人と検察官それぞれが持っているんですけれどもね。ただ、その行使には人数的に限界があるということになります。
- それから、呼ばれて最後まで行ってから結局だめだった人はそれでお役御免になるんですけれども、それで務めを果たしたことになるから、もうあとは、2度目はなしということになるわけです。そしてもちろん、その1日ですけど、日当・旅費は出ますし、今後の運用としては、恐らく裁判所側としては、どうぞ法廷を傍聴していただいて事件の成り行きを見てくださいと、せっかくきょう1日使う予定でお越しになったんですからということで、そういう案内は、多分裁判所としては差し上げて、もし傍聴席というのが問題になるのであれば何とか特別に確保してでも対応はするような運用はするのではないかと思うんです。それは、せっかく国民の方が裁判所まで来ていただいて、いろんな事情から選ばれなかったときにそのことに対する対応なしに「はい、ご苦労さん」では、それは余りにも失礼な話で、ご指摘は確かにごもつともな話です。

■ 先ほどの話にちょっと戻りますが、参考ということで舞鶴の件数がどのぐらいなのかということをお配りいたしました。ちなみに、大阪高裁管内にも、ほかにも合議を取り扱っている支部がございます。大きな支部では堺支部がございます。ここは事件数も非常にたくさんありまして、裁判員対象事件は平成17年度は53件あったようです。そのほか姫路支部は31件、尼崎支部は25件ありました。このように同じ合議取り扱い支部でも、舞鶴のように非常に少ないところとかなり多いところがございます。こういう状況にあるわけです。

たしか前々回に弁護士委員から舞鶴支部の問題についてご提起されたように記憶しておりますが、この点についてご意見をぜひ伺いたいと思うんですが。

○ 裁判員制度を担うという点で、弁護士の数も少ないですし、裁判所の庁舎の問題もありますので、なかなか厳しいとは思いますが、ただ、希望としては、もともと国民に非常に負担を与えるという制度について、裁判所の側の事情でさらに負担を増やすというのはなるべく避けた方がいいと思うんです。弁護士会の方も今度、法テラスという支援センターもできますし、できればそういう体制を北部で作っていきたいということなんかを話し合っているんです。もちろんこれは予算が絡む問題ですが。

あと、府の北部で裁判員裁判ができないということになりますと、ただでさえ京都市にすべてのものが集中してますね、それがさらに加速しないかという不安があるんです。これは弁護士についても同じで、裁判員制度とかそういう刑事事件をやりたいという弁護士が、これから弁護士の数がかなり増えてきますので、そうすると、舞鶴ではできないとなると、ますます京都市に集中してきてしまうということにならないかという、そこら辺が、10年以後、20年後を考えた場合に、それが果たして地域にとっていいのかなということがあるんです。

弁護士の問題について言うと、昔は年間500だった司法試験合格者が、しばらくすると3000ぐらいに増えてくる、6倍ぐらいに増えてきますから、そうすると、いろんな地域にということになってくると思うんです。そういう矢先にこの裁判員制度は舞鶴では無理だとやっつけてしまいますと、そういうところで頑張っとうろうという若い人が出てきた場合にぐあいが悪いんじゃないかなということは思いますね。

それともう1つは、この制度自身が地域の中で起きた犯罪について、地域の人が参加してという点に非常に重要な意味があると思うんです。例えば北海道の端っこで起きたことを鹿児島の人が裁判員をやっても、これは非常に現実感がないですよ。先ほどのビデオも、メッセージ性が強くて非常にいいなと私は思ったんですけど、あれは、裁く心のようなものをメッセージとして伝えようという点が非常に感じられて、その心というのはすべての点に通じる真心を込めて何かをしていく、物をつくる場合でも、教える側でも、という点でも、裁判員制度がうまく動いた場合に非常に大切なことになると思いますので、できればそれぞれの地域で、合議ができるのであれば舞鶴でもということで、そんなふうに思うわけです。

- 我々の会でも冊子をいただきまして多少勉強したんですけども、やはり入り口で、「やりたくない」というのと、国の施策であるから消極的だけれども「まあ、やらないとしょうがないな」というのが50・50なんです。そういうことからすれば、先ほどのビデオなんかを、あれは成功ビデオですから、広く見せていくということが大事だと思うんです。それと、国民だけじゃなしに、小さな企業向けにもやはりあれを浸透させていかないと、先ほども就業規則に取り上げるという話がありましたが、まずは企業者が「よし、わかった」とならないと、当たったからといってなかなか言えないというふうなことにもなると思いますので、国民向け、そして零細企業まで向けてPRしていくということが大事ではないかなと思います。

○ 先ほど舞鶴の件のお話が出ましたが、実は私も20年近く前に福知山支部長で4年ほど福知山に住んで裁判官をやっておりました。そういう経験から見ると、北部の市長さんたちは1人でも人口を増やしたい、1つでも企業を誘致したい、何とか町を発展させたい、学校の生徒を1人でも増やしたいと、そういう本当に切ない気持ちで市長さんたちが頑張っているのは、私も住んでみてよくわかったんです。そういう意味では、舞鶴の裁判所も本当は大きくするのがいいのではないかという気持ちを持っております。

ただ、同時に、この裁判員の裁判の場合はちょっと難しい面があるのではないかなという気がするんです。と申しますのは、北部で裁判員裁判をすると、裁判員は北部の人だけで行われる、京都府全体でやると府民全体が1つの事件で選ばれますけれども、北部だけの裁判だと北部だけの裁判員ですから、その事件に非常に近い人、関心がある人が選ばれるという点ではいいんですけれども、同時に、裁判員の住所氏名がおのずから関係者にわかってしまうという、ちょっと狭い地域社会では非常にそこが歴然たるもの、だれが言わなくてもわかってしまうところがあるんです。

この裁判員制度は裁判員の住所氏名を明かしてはいけない、報道してもいけない、接触してもいけないという、裁判員を保護する規定が非常にたくさんあるんです。そこを考えると、舞鶴で北部の裁判員だけでやった場合に、その裁判員に対する迷惑や影響というのはかなりあるのではないかなという懸念があるので、そこのところは気をつけないといけない。本当は舞鶴でやった方が地元の発展にはなるのではないかというお話も私なりの理解はするんですけど、この制度ではちょっと難しいのではないかなと思います。

(4) 次回のテーマ等

6月に実施する模擬裁判を踏まえて「裁判員制度」についての意見交換を行う。開催日は7月とし、後日事務局において日程調整を行う。